

特殊車両通行許可事務の集約化について

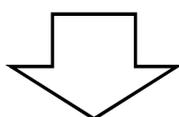
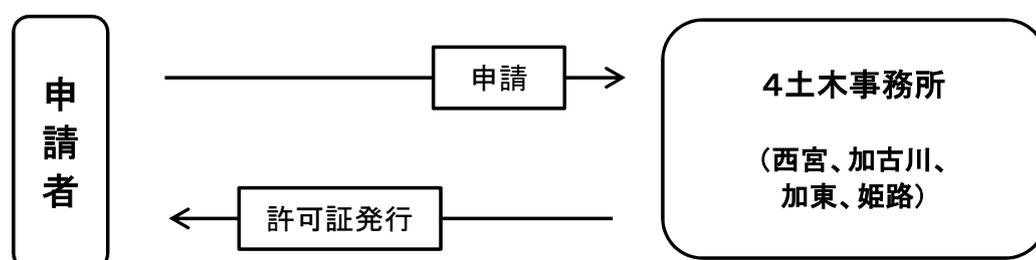
4土木事務所（西宮、加古川、加東、姫路）の特殊車両通行許可事務を、平成30年4月2日から県庁に集約化します。

<集約化の目的>

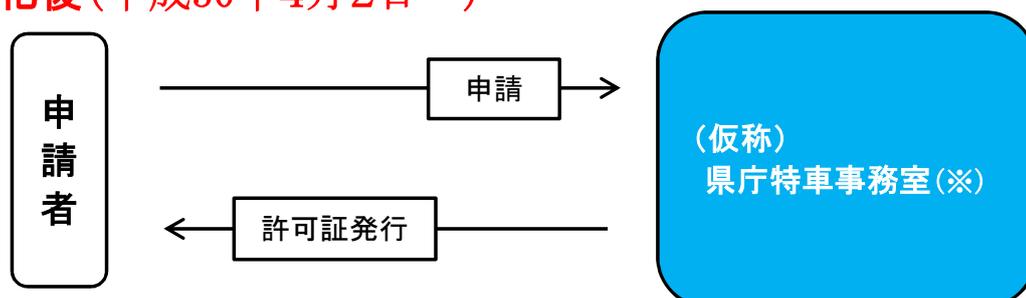
申請件数が年々増加する中、業務の専門性の向上を図り、手続きの円滑化につなげます。

<申請イメージ>

○現行



○集約化後(平成30年4月2日～)



※ 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
(平成30年4月2日(月)から開設)

(お問合せ先)

兵庫県 県土整備部 土木局 道路保全課 管理班	078-362-3522
西宮土木事務所 管理第一課	0798-39-6107
加古川土木事務所 管理第一課	079-421-9192
加東土木事務所 管理課	0795-42-9388
姫路土木事務所 管理第一課	079-281-9457

<留意事項>

1 集約対象外の土木事務所（宝塚、光都、龍野、豊岡、新温泉、養父、丹波、洲本）は、平成30年度も引き続き審査業務を行います。（変更なしです。）

2 申請書は、「切手を貼った返送用封筒」同封であれば、郵送でも受け付けます。同封されていない場合は、許可証の窓口引き取りを前提に受理します。

「切手を貼った返送用封筒」で、(仮称)県庁特車事務室から許可証を郵送する場合、「不足料金受取人払い」のゴム印を押印の上、郵送します。

なお、集約対象の4土木事務所（西宮、加古川、加東、姫路）の窓口へ申請書を提出することもできますが、審査は(仮称)県庁特車事務室で行うため、土木事務所と(仮称)県庁特車事務室間の往復の郵送日数が余分に必要となります。

3 県庁周辺に無料の駐車場はありません。できるだけ、公共交通機関をご利用ください。